

青森県沖日本海（南側）における協議会（第4回）

日時 令和5年7月28日（金）14：00～16：00

場所 柏ふるさと交流センター ハーモニー未来館

○経済産業省（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づく青森県沖日本海（南側）における協議会を開催いたします。本日も、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、一部構成員の方には、オンライン会議アプリを使って、各自の職場や自宅などから本日の会議に御参加いただいております。オンライン会議の開催に当たりまして、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のカメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言を希望される場合は、チャット機能を活用して、発言を希望される旨、御入力いただくようお願いいたします。順次座長から「何々委員、御発言をお願いします」と御指名いただきますので、カメラとマイクをオンにさせていただいて御発言いただければ幸いです。

3点目です。通信のトラブルが生じた際は、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃってください。

さて、今年の5月9日に開催しました第3回の法定協議会では、地元で開催してきました促進協議会における議論を踏まえた、この地域で洋上風力を進める場合の将来像などについて御議論いただきました。本日は、前回座長から御指摘のありました、関係者との調整を経た漁業影響調査手法の案、それから協議会意見のとりまとめ（案）について御議論いただきたいと考えております。

それでは、以降の進行につきましては荒川座長にお願いできればと思います。座長、よろしくお願いたします。

○東京大学（座長）

御紹介いただきました荒川です。皆様、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、今回より御出席の構成員の方と配付資料について、事務局から御説明いただければと思います。

○経済産業省（事務局）

承知しました。それでは、御紹介をいたします。

まず、青森県漁業協同組合連合会代表理事会長の二木様。

それから、オブザーバーとしまして、環境省大臣官房環境影響審査室室長補佐の鈴木様。

それから、防衛省防衛政策局運用基盤課先任部員の甘粕様、どうぞよろしくお願いいたします。

○防衛省

よろしく申し上げます。

○経済産業省（事務局）

続きまして、本日の配付資料について確認をいたします。皆様、お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず、議事次第のほかに、資料1、出席者名簿、資料2、配席図、資料3、車力沖海岸視察について、資料4、漁業影響調査手法の案、資料5、協議会意見のとりまとめ（案）、資料6、促進区域の案、資料7、発電設備等の設置に制約が生じる範囲の案、資料8、協議会意見とりまとめ後の主な段取りになります。

また、参考資料1としまして協議会運営規程の改正、それから参考資料2としまして、第3回の、前回の法定協議会の議事要旨をつけております。

もしお手元の資料に不足があれば御指摘いただければと思います。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続いて、参考資料1について事務局より説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

それでは、参考資料1を御覧いただければと思います。参考資料1、これは協議会の運営規程でございます。こちらについては、本協議会に御出席いただいております桐原委員の役職が教授から特任教授に、それから、中原委員の御所属、それから役職が、一般社団法人海洋産業研究・振興協会顧問から神奈川大学海とみなと研究所上席研究員に変更になりましたので、運営規程の該当する部分を修正させていただいております。

改正点については以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。議題（1）、車力沖海岸視察報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

それでは、皆様、お手元の資料3を御覧いただければと思います。こちら、表紙をめくっていただくと日本地図が出てきますけれども、青森県の日本海側の地図です。それから次のページ、2ページ目が海岸の様子を写真で撮ったものでございます。前回、第3回法定協議会の場で小枝さんから、海岸の様子をぜひ視察してほしいと、そのようなお言葉をいただきました。私ども、7月5日に、県庁さんにも御協力をいただきまして、車力沖の2つの海岸を歩いて視察してまいりました。その様子を写真で撮ってきたものを資料の2ページ目に掲載しております。正直、これを見て、これほどまでに海岸にゴミがあるんだと、少し驚きまして、いつも青森県の日本海の南側の協議会の関係では、よく組合、あと市役所を中心に訪問させていただいていますが、今回初めて海岸を回って、実際に現場を確認させていただいた状況でございます。実際どんなゴミがたどり着いているのだろうか、流れ着いているのだろうかというのを結構見ましたが、この写真にありますように、主に海外からのゴミになっています。ペットボトル、あとはポリタンクのようなものです。それから木、そのようなものが多々落ちておりまして、これは私からすると予想以上でございました。本日、この後に出てまいります法定協議会のとりまとめ（案）の中に、このよ

うな海のゴミ、これをも前提にしながら、漁業との共生を図っていく観点から、将来選定される事業者には、このような海のゴミもしっかりと踏まえた上で、海岸をきれいにするような活動も一緒にぜひやっていってほしいと私どもとしても感じているところでございます。

以上、御報告でございます。

○東京大学（座長）

車力沖の海岸の視察の報告、またその前の会で情報提供をありがとうございました。この経験を生かして、先に上手に進めてまいりたいと思います。

それでは、続きまして、議題の（２）、漁業影響調査手法（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○青森県エネルギー総合対策局

青森県エネルギー開発振興課の天間でございます。青森県沖日本海（南側）における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査の手法（案）について御説明いたします。資料４を御覧ください。失礼して、座って説明させていただきます。

まず、この資料につきましては、次の議題で説明されます、とりまとめ（案）に出てきます別紙１に該当するものでございます。

内容ですが、まず、これらの内容につきましては、今年の５月９日の第３回の本法定協議会におきまして、座長の荒川先生より、次回法定協議会までのとりまとめの御指示があったものでございます。その後、県の水産総合研究所協力の下、先行して実際にとりまとめられた他の地域のものを参考にしながら、たたき台の案を作成した上で、関係する各漁協様へのヒアリングを実施しました。その際の漁業関係者の皆様の御意見等を反映させた上で、複数回、地元の協議会での協議、議論を重ねた後、作成した案となっております。

資料４の説明をさせていただきます。１ページ目の「はじめに」というところにあります。本書は、青森県沖日本海（南側）の区域において、洋上風力発電事業を行う事業者が、洋上風力発電設備の整備及び稼働に伴う漁業への影響調査を行うに当たり、調査の方法及び考慮すべき事項を整理したものといたします。

２番の調査の目的ですが、洋上風力発電施設の建設と稼働に伴い、特に負の影響が懸念される場合の影響の緩和・軽減策を検討するために、漁業への影響の有無や程度を調査し

評価する目的となっております。

3番の想定される漁業影響ですが、次のページの2ページの図1を御覧ください。要因としましては、建設工事と、それから施設の存在・稼働の2つの要因が考えられております。それぞれの要因につきまして、直接的影響、間接的影響が考えられます。直接的影響につきましては、漁場の減少、漁場利用・漁船航行の制限等に伴う操業への影響、それから、間接的影響につきましては、漁場環境への影響によって、現存量、それから来遊量の減少といった漁業対象生物への影響が考えられるものでございます。なお、この間接的影響につきましては、プラスの効果の可能性も考えられるところです。

次の3ページ目の表1を御覧ください。ここにつきましては、先ほど要因として挙げました、建設工事、それから施設の存在・稼働によるものの想定される影響の例につきまして、直接的影響、間接的影響に仕分して例を表示しているものでございます。建設工事によるものについては工事期間中に限定されるものとなりますが、施設の存在・稼働によるものにつきましては、運用期間中、最大30年間に及ぶことも想定されるものでございます。

次の4ページを御覧ください。漁業影響調査の考え方になります。漁業影響調査につきましては、着工前の状態に対する建設工事中、運用開始後の変化を比較して影響の有無とその程度を監視するモニタリング調査を基本とすることになります。手法としましては、BACIデザインを基本とすることで、このBACIデザインは、影響の可能性のある海域と、それから事業の影響がないと考えられる海域、この2つの海域双方において調査を行い、事業実施前と実施後の差を統計的に解析し、評価する手法になります。ただし、対象海域の設定が困難な場合には、施設からの距離に応じた変化を調査するBAGデザインも併せて行うとしております。なお、調査につきましては、事業者選定後速やかに、また、建設工事中、発電事業開始後も事業実施期間を通じて行うこととしております。

次の5ページを御覧ください。6番の調査内容になります。この調査につきましては、データの信憑性の確保、漁業関係者の理解が得られるよう、可能な範囲で、漁業者を中心に地元関係者等の協力の下、実施することとしております。調査内容につきましては、(1)の操業影響調査から、(2)の水質、水中音、底質、地形等の環境影響調査、それから、次のページ、6ページにあります、漁業対象生物、それから付着生物といった生物影響調査の3つの調査になります。

7番の調査の履行や進捗状況の確認、及び調査結果の公表等についてですが、公募によ

り事業者が選定された後、地元の任意協議会に、選定事業者と調査の専門家等を構成員として加え、漁業影響調査の具体的な計画の策定、調査結果・データの公表方法、それから履行状況及び調査結果の評価、調査を行う上で生じた課題等に関する検討を行うこととしております。

私からは以上になります。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございました。

この件に関しまして御質問等のある方は、挙手をしていただくなどの合図をお願いします。オンラインにて御参加いただいている構成員の方々は、チャット機能を使用して発言希望の旨、御入力いただければと思っています。はい、どうぞ。

○弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室

御説明ありがとうございました。4ページに、事業実施期間を通じて調査を行うと記されていますが、漁業影響調査が発電設備の稼働期間全体にわたって継続実施されることでしたら、洋上風力発電の漁業に対する不安についても低減に役立つ計画になっているかと思えます。もしそうであれば、十分に評価されるべき内容かと思えます。

もう一点よろしいですか。電磁界ですが、調査項目には示されていませんが、心配だと漁業者さんの声を聞くこともあります。確かに、非常に強い電磁界がヨーロッパの甲殻類に生理的影響を与えた報告もあります。一方で、距離が離れると急激に減衰するので、影響範囲も狭い、限られるという報告もあったと思います。いずれ事業者さんが選定されて、事業計画、工法、電流量など示されれば、電磁界の強さ、範囲、そのようなものも明らかになると思いますので、電磁界については、事業者さんが選定されて、事業計画が分かっただけからでも、調査の必要があるのかないのかも含めて検討されればよいのかと思います。と申しますのは、4ページのところの漁業影響調査の考え方の最後の段落のところですが、随時積極的に更新しながら調査を行うことも書かれていますので、そのような考え方で進めてもいいのではないかと感じたところです。

長くなりました。以上です。

○東京大学（座長）

御意見ありがとうございました。

これについて回答ありますでしょうか。よろしく申し上げます。

○青森県エネルギー総合対策局

アドバイスありがとうございました。先生の御意見のとおり、事業者が決まった後でも随時積極的にこのようなものを取り入れていきたいと考えております。

○弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。この議題につきましては、皆さんから挙手等で連絡いただいて、指名させていただきます。この後の議案については、全員の方から御意見を伺う予定でおります。漁業の話でもございますので、もし漁業者から御質問等がありましたらと思ひますが、皆さん、よろしいでしょうか。どうぞ。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

今、桐原委員から電磁波云々の話は出ましたが、実際に着工後にそれが発生したことで、それが何らかの影響があったことが分かったときには、運開に対してどのような対処をイメージされているんですか。

○東京大学（座長）

これはどちらに御質問でしょうか。桐原委員に対しての質問でしょうか。はい。桐原先生、よろしくお願ひします。

○弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室

まず、電磁波とおっしゃいましたが、電磁界のことと思ひますが、電流量に応じて決まるもので、事業者さんが決まって計画が明らかになれば、砂に埋める方法もあと思ひますが、およそどのぐらいの範囲、どの程度になるかとの見当はつくと思ひます。ただ、今、

組合長さんがおっしゃったような、その後の、電磁界が出た場合の影響に関する調査、あるいは出た場合の対処、補償は私から申し上げにくいので、御回答は事務局からお願いしたいと思います。

○青森県エネルギー総合対策局

そのような影響が具体的に出た場合の対応等につきましては、現時点でこちらも案を用意してございませんので、また皆様と御相談しながら検討していきたいと考えております。

○経済産業省（事務局）

よろしいですか。事務局からお答えいたします。

まず、送電線ケーブルの埋設については、これは埋設に当たっての統一的解説という技術基準がございまして、それに基づいてしっかり、まずは地中に埋設するというのが原則でございます。その上で、今回この漁業影響調査手法の考え方のところの4ポツのところ、先ほど桐原委員からございましたが、新たな知見、研究成果や調査手法等が示された場合には、そのようなものを、協議の上、随時盛り込んでいくことになっておりますので、電磁界についても、ここに盛り込んだ上で、この後の資料5、とりまとめ（案）に出てきますが、資料5の中で、先んじて申し上げますと、3ページ目でございますが、3ページ目の⑩番に、選定事業者は、漁業影響調査の結果、選定事業者の責めにより操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合は、この場合には必要な措置を取ると。つまり、補償になるということでございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

富田委員、今の回答でよろしいでしょうか。またこの後の議論でも可能だとは思いますが、また御意見がありましたら、この後の議論でもお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。それでは、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題（3）、協議会意見とりまとめ（案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

それでは、資料5を御覧ください。資料5が、青森県沖日本海（南側）における協議会意見とりまとめ案でございます。重要ですので、丁寧にこちら御説明したいと思います。まず1ページ目から御覧いただければと思います。

まず1番、「はじめに」ですが、こちら、再エネ海域利用法に基づいて、令和2年12月25日に青森県沖日本海（南側）の法定協議会を設置しまして、この区域についてですが、促進区域の指定、それから発電事業の実施に関して必要な協議を行ってまいりました。

2番、協議会意見でございます。発電事業を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面とありますが、これは今日の資料の資料6に当たります。資料6及び座標のとおり促進区域として指定することに異存はない。ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めるというものになっています。

その留意事項が3番以降です。

（1）、全体理念です。

①、選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。

②、選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、発電事業が新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努める。

③、協議会の構成員、それから選定事業者は、これは基本的な方針、これまでの会議でもお示ししておりますが、そこに記載しております、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和、これは漁業との共存共栄を含みます。それから、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行う。

④番、選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備の設置までに、協議会の構成員となっている漁業者の了解を得ること。他方、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合、選定事業者による海域の利用について了承すること。

（2）、地域や漁業との共存、それから漁業影響調査についてでございます。

①番、選定事業者は、共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築、発電事業の安全性確保に努めること。

②番、選定事業者は、港湾、その周辺地域への関連産業の立地に向け自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。

③番、選定事業者は、共存共栄の理念の下、利益の地域への還元を目的として、基金への出捐等を行うこと。基金を原資とした地域や漁業との協調・共生策の検討・実施に参画するとともに、事業計画の作成に当たっては、この後出てきますが、4番の将来像の趣旨を踏まえること。

④番、基金への出捐等の規模（総額）については、確保済み系統容量に、キロワット当たりの単価（250円）と最大認定期間（30年）を乗じた額、すなわち60万キロワット掛ける250掛ける30で算定される額を目安とする。これは前回御指摘いただきましたが、30年を超えて発電事業を延長する場合についても記載しております。追加する基金への出捐等の規模については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすることとしています。こちら、共生基金の算出方法は確保済みの系統容量で統一しております。これは事業者によって設備出力が変わる可能性がありますので、そのような変動がないようにする、それを避けるためにこのようにしております。

それから、⑤番、各年度の基金への出捐等の額、使途その他ですが、それから協調・共生策の実施に必要な事項については、協議会構成員に対し必要な協議をすること。

⑥番、選定事業者、関係漁業者、地元自治体等は、基金への出捐等、基金の設置・運用に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現との両立に配慮すること。

⑦番、自治体以外に基金を設置する場合、基金の設置者は、運用状況、残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。

続いて、3ページ目でございます。⑧番、基金への出捐等の開始時期についてですが、これも前回御指摘があった点です。選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議を行い、基金受入れの体制が整い次第、工事着工前であっても速やかに実施するように努めること。

⑨番、選定事業者は、漁業への影響について十分に配慮するため、選定後速やかに、建設工事中、それから発電事業開始後も事業実施期間を通じて、別紙1、これは先ほど県庁さんから御説明いただきましたが、今日の資料の4に当たります。本海域漁業影響調査手法に基づく漁業影響調査を実施すること。調査の具体的方法、それから時期については、

漁業影響調査手法に留意するとともに、地元で開催されております地元の促進協議会、ここにおいて議論を実施して、関係漁業者、それから地元自治体の意見・助言を尊重すること。

⑩番、選定事業者は、調査の結果、選定事業者の責めにより漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して必要な措置を取ることとしています。この規定は、漁業操業への影響が認められた場合ですが、漁業への補償についてはしっかり対応すべきというものでございます。漁業補償の在り方ですが、洋上風力事業にかかわらず、これは従前のおり行われるべきだとしているものでございます。例えば具体的な補償、その内容、金額等については、事業者選定された後に、選定された事業者と漁業組合等との間で調整して決定していくということでございます。

続いて、(3)番です。こちらは発電設備等の設置位置に関する留意点です。

①番、選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、漁業への影響を十分考慮し、発電設備の配置のほかケーブルの埋設等を含めた設置方式についても関係漁業者への丁寧な説明・協議を行う。その際、影響調査手法において示されているとおり、選定後速やかに開始される操業情報調査等の内容を踏まえて、設置位置を検討する必要があります。

②番、選定事業者は、津軽国定公園区域内、それから沿岸住民に対する騒音等の影響防止のため、海岸線から500メートル以内の海域には海底ケーブルを除く洋上風力発電設備等、これはブレードの回転エリアも含めます。これを設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないように、十分な深さでの埋設を行うなど、設置方式に配慮すること。

③番、本海域で操業される底建網等漁業への配慮のため、選定事業者は、別紙2、これは今日の資料の別紙7に当たります。この別紙7に示されております赤色のエリア、このエリアは洋上風力発電設備等を設置しないこと。また、北側に当たります緑色のエリアがあります。ここについては、500メートル掛ける500メートル規模の底建網等を30基程度設置することになっているため、選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たって、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。

④番、選定事業者は、既存海洋構造物の保全・管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行う。

⑤番、選定事業者は、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者、地元自治体との協議により、事前に、津軽港等へ出入港する船舶をはじめ、船舶の航行の安

全を確認すること。こちらも前回、第3回の法定協議会で御指摘いただいた内容を踏まえております。

⑥番、選定事業者は、あらかじめ、洋上風力発電設備等が自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼすおそれの有無を防衛省に照会し、自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼさないことを確認すること。これを担保するために、公募に参加する事業者は、提出する公募占用計画、これを変更しようとする場合も含まれますが、このうち、発電設備の構造や設置位置について、あらかじめ防衛省に支障がないことを確認することが求められる。

⑦番、選定事業者は、気象レーダーや電波受信環境等に支障を及ぼすことがないように、気象庁、放送事業者等と協議を行うなど、十分に配慮すること。

⑧番、津軽国定公園区域内に海底ケーブルを設置する場合、自然公園法に基づく申請や届出が必要となる可能性があるため、青森県の自然公園法の所管部局と調整を行うこと。

(4)番です。これは建設に当たっての留意点です。

①番、選定事業者は、事前の調査、発電設備等の建設、安全対策に当たって、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、地元自治体への丁寧な説明・協議を行う。地域住民に対して、工事内容やスケジュールの周知を行うこと。

②番、海洋工事の施工に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、作業内容や時期、それから作業船の航行など、漁業の操業及び付近を航行する船舶との安全確保等について適切に調整し、漁業活動等への影響の低減に努めること。また、大きな騒音を伴う工事については、早朝や夜間の作業は避けるなど、地域住民の生活に十分配慮すること。

③番、選定事業者は、事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置を取ること。

(5)番は、発電事業の実施に当たっての留意点です。

①番、選定事業者は、メンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者等、地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

続いて、5ページ目です。②番、選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、船舶の交通ルールについて、関係漁業者、それから地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、安全を確保するための必要な取組を行うこと。

③番、選定事業者は、不具合その他不測の事態が生じた場合に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備する。それとともに、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。それから、影響が生じた場合または生じるおそれがある場合も含めてですが、速

やかに地元自治体等に連絡を行い、事態の改善に向けて対処する。その結果についても報告すること。併せて、地元協議会における報告も実施することとしています。

(6) 番は環境配慮事項です。

①番、選定事業者は、環境影響評価法その他法令に基づいて、環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。

②番、選定事業者は、発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観等について適切に環境影響評価を行うとともに、結果を踏まえて、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。

③番、選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中、それから供用後、必要に応じて環境監視や事後調査を実施し、重大な影響が懸念される場合は、追加的な保全措置を講ずること。

④番、選定事業者は、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」への影響について、関係機関と十分な協議を行う。遺産影響評価を行った上で、世界文化遺産の「顕著な普遍的価値」に影響しない事業計画とすること。

⑤番、選定事業者は、地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向け必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うこと。

(7) 番、その他でございます。このその他は、今御説明しました(1)から(6)以外にも協議、それから情報共有を行うべき事項が生じる場合は、必要に応じて本協議会を通じて行うこととしております。

続いて、次のページ、6ページ目です。4ポツです。こちら、将来像でございます。こちら前回お示ししたのから一部修正してございますが、少子高齢化・人口減少問題は、この地域でも特に深刻な問題であると。漁業についても同様に、少子高齢化等に伴う後継者問題に加えて、気候変動に起因すると考えられる漁獲量の減少や魚種の変化に直面している。こうした背景を十分に踏まえ、洋上風力発電事業の推進により、新産業の育成や若年層の回帰・定着、交流人口の増大、継続的な漁業の発展に資することが期待される。具体的には、地場産業である農林水産業、それから観光の振興等への洋上風力発電施設の活用、環境価値の地産地消、災害に強い地域づくり等につながる再エネ電力の供給など、洋上風力発電事業を起点とする様々な取組が展開されることによって、本地域がカーボンニュートラルの理念を体現するエリアとして存在感を持ちながら、将来にわたって持続的に発展していくことが期待される。選定事業者は、本地域と運命共同体であるとの覚悟を持

って、これらの課題・期待を十分に理解した上で、地域・漁業との共存共栄の理念の下、協調・共生策に取り組んでいく必要がある。地元自治体の総合計画等に掲げる各目標達成に資する洋上風力発電を活用した取組を実施すること。選定事業者は地元自治体や漁業関係者等と協議の上、可能な取組については選定後から基金を活用し、順次速やかに実施していくことを期待する。

以下取組は主に事業者選定後の当面15年間の実施を想定したものであり、15年以上に必要な取組については、選定事業者は地元自治体や漁業関係者等と協議の上で決定し、実施すること。また、当面15年間の取組のために必要となる基金への出捐等の規模、これについては、事業者選定後、本協議会の中で決定するとしています。

(1) が漁業振興策です。

①番、漁業者の確保・育成に向けた取組、燃料確保等の継続的な漁業生産及び漁業収入の安定化への支援、漁業施設等の改修など、若い世代が将来にわたって続けることができる持続可能な漁業、スマート水産業の実現に資する取組。

②番、種苗放流や大胆な養殖事業計画など、つくり育てる漁業の支援、発電施設を利用した新たな漁場の造成。

③番、青森の魚介類の販売促進活動などによる県産水産物のブランド化、販路拡大、観光と連携した漁業の推進や発電事業への関与、これには維持管理業務なども含まれます。これによって、経営の多角化も見据えた漁業経営支援を行う。

④番、海洋漂着物の回収・処理活動への協力を含む漁場環境の保全やブルーカーボンを含む藻場の造成など、水産資源の維持管理・増大に資する取組。

7ページ目です。(2) としまして、地域振興策です。

①番、地元を活用したサプライチェーンの構築、新産業の育成、農業等の基幹産業の振興に向けた地元との協働。

②番、発電される電気を県内企業や地域内の施設、これは漁業施設も含まれます。地域住民が活用するための検討や再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動など、地産地消に資する取組。

③番、洋上風力発電施設を活用した観光ツアー、教育旅行の誘致、既存の観光資源の活性化などに資する取組。

④番、地元の小中学校の児童生徒に対するエネルギー環境教育の活性化。

⑤番、地元の港湾であります「津軽港」の積極的な活用を通じた、発電事業の円滑化、

地域経済の活性化。

⑥番、災害に強い地域づくり、災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力としてございます。

以上でございます。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございました。一番重要なとりまとめ（案）になります。

地元構成員の皆様から意見を賜る前に、国交省様及びオブザーバーの防衛省様から事前に発言希望をいただいておりますので、まず最初に御発言をお願いしたいと思います。

○国土交通省（事務局）

よろしいですか。国土交通省でございます。

私からは、基地港湾とO&M港、この違いについて簡単に御紹介させていただきたいと思っております。会場の皆様には、本日の会議資料の一番最後に1枚紙の横の資料で、「洋上風力発電のために必要となる港湾機能の基本的な考え方（案）」という資料をお手元に配付させていただいておりますので、それを御覧いただければと思っております。それから、ウェブの方には画面で表示させていただきます。ありがとうございます。

現在、国土交通省におきましては、洋上風力発電のために必要となる港湾機能の基本的な考え方につきまして、有識者、関係団体で構成します検討会を立ち上げておきまして、現在整理を進めているところでございます。今日お示しさせていただいている資料は現時点での案でございます。今後検討会でもう少し整理が進むものと思われるものになっておりますので、若干変更等が生じることを御承知おきいただきたいと思います。それと、既に国交省のホームページでも公表させていただいている資料ですので、御関心のある方はそちらを御覧いただければと思っております。

資料の一番右の端に基本的な類型（案）ということで3つほど示しておりますうち、真ん中の青い部分、基地港湾（ふ頭）部分がございます。それから、一番下の緑色でO&M港を示しております。まず基地港湾ですが、矢印を少し左へたどっていただいて、まず、施工の横に設置・組立機能がございまして、これが基地港湾に求められる機能としての1つ目として整理させていただいております。これは、風車資機材の搬入、保管、事前組立て、そして積出し、このような機能となります。それから、2つ目としまして、その下の

維持管理機能（大規模修繕）ですが、これは大規模な資機材の交換、それから修理、このように使われるものになります。それから、3つ目としましては、一番下の撤去の部分になりますが、維持管理機能（撤去）の部分でございまして、まさにこれは文字のとおり、撤去後の風車資機材の保管や解体の機能になります。それから、O&M港ですが、こちらは1つになっておりまして、矢印は1か所で、O&M機能のところに整理させていただいております。機能としましては、事務所の設置、それから資材の保管、ここでは主に消耗品などが対応になるかと思えます。それから、CTVの係留、このようなものが求められると現時点では整理させていただいております。

説明は、簡単ですが、以上で終わります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。質問等に関しては後でまとめてお願いしたいと思っております。

続きまして、防衛省様からよろしくお願ひいたします。

○防衛省

防衛省の甘粕と申します。それでは、発言させていただきます。

これまでの協議会でも申し上げておりますが、青森県沖日本海（南側）の近傍に所在する航空自衛隊車力分屯基地には、地対空ミサイル等を運用して弾道ミサイル対処や防空等の任務に従事する部隊が配備されております。設置される風力発電設備の位置や高さによっては、この部隊の運用に影響が生じる場合があります。このため、防衛省としては、今回示された区域が促進区域として指定される場合には、認定を受ける公募占用計画に従い、選定事業者が設置、維持管理する風力発電設備が自衛隊の活動に支障を及ぼさないことを確実に確認できることが必要と考えております。その旨は、今般、まさに先ほど事務局から御説明いただきました協議会意見とりまとめ（案）のとおり、この協議会の協議結果として盛り込んでいただく必要があります。なお、防衛省があらかじめ行うことになる洋上風力発電設備の構造や高さについての確認は、個別の洋上風力発電設備毎に検証、評価を行うため、おおむね1か月半程度の期間が必要と考えております。

私からの発言は以上です。

○東京大学（座長）

説明ありがとうございます。

座長から防衛省の方に少し確認をさせていただきたいと思いますが、具体的に、防衛省の具体的な確認方法はどのようにするのか。もう一つが、公募開始前の事前の確認も可能との理解でよいか。この2つについて確認させてください。

○防衛省

まず1つ目のどのように確認するかについてですが、先ほど申し上げました、地对空ミサイル等を運用して弾道ミサイル対処、防空の任務で、主に空に向かって、車力分屯基地から空をレーダーで監視しています。そのレーダーのレーダー波、レーダーの届く範囲に影ができないように、影ができると影響が、我々の任務に支障が生じるので、そのレーダーに影響があるかないかという観点で確認させていただきます。

2点目については、事前にとということよろしいですね。

○東京大学（座長）

はい、そうです。

○防衛省

事前であれば、現在も、結論から申しますと、この公募占用指針の公示前でも確認を実施することは可能です。現在も既に防衛省のホームページの中でページを設けてございまして、風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様へのお願いということで、このページの案内のとおり、我々に御連絡をいただければ、対応させていただきます。でも、この場合でも、正式な証明書類の発行は公募占用指針の公示後になると考えています。詳細な手続については公募占用指針においてお示しいたします。

○東京大学（座長）

御回答ありがとうございました。

それでは、今までの説明いただきましたとりまとめ（案）につきまして、構成員の皆様から御意見を賜りたいと思っております。先ほどの1つ前の議題につきましても、漁業影響調査手法ですが、もしありましたら、それも加えて質問の中に入れていただいても結構

かと思えます。名簿に沿って順次御指名をさせていただきます。名簿に従ってやらせていただきますので、御了承をお願いしたいと思っております。それでは、まず、つがる市様から、どうぞよろしくお願ひいたします。

○つがる市

つがる市長の倉光でございます。よろしくお願ひします。

このとりまとめでございますが、全体にわたって、漁業者も、地域の自治体も事業者と共存共栄すると、それを念頭に置いて事業を目指してくださいというような内容でありまして、様々な漁業者に関わる調査方法、調査において影響が出たときの手当の仕方、補償になるでしょうが、様々な観点からよくまとめられた将来像ではないかと思っております。私としては、このとりまとめ（案）で結構だと考えていますけど、以上であります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、鱒ヶ沢町からよろしくお願ひいたします。

○鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町長、平田でございます。よろしくお願ひします。

私も倉光市長とほとんど同じ意見であります。まず、法定協議会も今日4回目ということで、そのための任意の協議会も十数回開催されました。内容としても、かなり時間をかけて、各委員の皆様の意見がよくとりまとめられていると思っております。各漁業関係者の皆様、また国、県の皆様に心から感謝申し上げたいと思っております。

それと、これから公募の段階に入っていくと思いますが、先ほど倉光市長がおっしゃられましたように、共存共栄、運命共同体ということで、この土地で事業を実施していくという強い覚悟を持って事業者の皆さんには入ってきていただきたいと思っております。選定事業者、漁業関係者、自治体、それぞれが最大限の効果を上げられるように、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

それと、先ほど国交省の方から港の説明がありましたが、CTVの係留施設、このCTVはどれくらいの大きさの船なのかを少し伺いたいと思っております。

○東京大学（座長）

回答についてはどうでしょうか。短いものは今、簡単に答えますか。一番最後、まとめてでもよろしいですか。皆さんから意見をいただいた後でまとめて回答させていただくことにしますので、国交省様には後でまたよろしく願いいたします。平田様、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の意見をお伺いするというので、深浦町からよろしく願いいたします。

○深浦町

とりまとめ（案）の中で、事業者の出捐金の計算をすれば分かる額が提示されたこと。それとあと、地元自治体としては、構造物が建ったときの固定資産税収入のいわゆる行き先、町であるのか、市であるのか、県であるのか、そのようなものもある程度、全額とは言わないまでも、漁業振興に使うことが私は必要ではないかと思っています。

また、ページ数の5ページの、いわゆる選定事業者が超低周波音その他の発電事業の実施に伴う影響として地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向けて必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うことですが、非常に曖昧です。きちんとした回答をどうするのか。先進地の例もございますが、全く設置したことない方々の不安をどのようにして、丁寧な説明だけでかなうのかどうか、それはきちんとした補償を伴う前提でないとなかなか納得できないのかと、それだけでございます。あとの意見のとりまとめについては異存はございません。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。また回答につきましては後でまとめてさせていただきます。

続きまして、青森県漁連から、どうぞよろしく願いいたします。

○青森県漁業協同組合連合会

青森県漁連の二木と申します。

今日初めて出席いたしますが、今、漁業者の漁業経営の向上、所得安定を第一に掲げております。それと、資料4にありますように、施設の存在・稼働によるもの、結構、ほとんどこれは合っているのではないかと考えております。まず関係機関、恐らく漁業者は、やはり説明、それと納得するような、理解を求められると聞いておりますので、これをど

のように、1つずつ行っていくか、それとも、皆さんの理解を求めて行わなくては、これは進んでいかないと思うので、その辺よろしく願いいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、車力漁協様からお願いいたします。

○車力漁業協同組合

車力漁協の尾野です。

今まで法定協議会4回、任意協議会14回、関係者による協議会2回と、いろいろと協議してまいりました。今の段階で意見はございません。促進区域指定に向けて早く行っていったらと思っております。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、鱒ヶ沢漁協さんから、どうぞよろしく願いいたします。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

ただいまうちの西北振興会会長の車力の尾野組合長から発言あったとおり、非常に長い時間をかけてこのとりまとめに、ここにたどり着いたことについては、改めて皆様方には本当に感謝しかない次第でございます。

あとは1点、後ほど改めて、長くなる質問になりそうなので、改めて国交省の方に基地港を含めた質問等お願いしたいと思っておりますので、今はこれで、感謝の言葉でお願いいたします。

○東京大学（座長）

そうしますと、一番最後にもう一度質問させていただくということでよろしいですか。分かりました。今は、まずは鱒ヶ沢漁協の富田組合長でした。

次がもう一人、鱒ヶ沢漁協の石岡副組合長さん、よろしく願いいたします。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧赤石水産漁業協同組合）

この協議会意見とりまとめ（案）、この案を消してくれれば最高です。これを作成した石井室長に感動しました。ありがとうございます。

○東京大学（座長）

温かい言葉ですね。ありがとうございます。

それでは、続きまして、新深浦町漁協様、よろしく願いいたします。

○新深浦町漁業協同組合

ありがとうございました。最初、車力海岸のゴミ、大変御苦労されて視察していただきまして、ありがとうございました。私、見ていただきたかったところは、もうこれ以上のゴミで、また機会がありましたらぜひ見ていただきたいと思います。

漁業も、このような天候ですから、将来的に危機感を抱きながらと考えています。私たちは隣接区域なので協議会に入っていますが、それで、うちにも何回か業者の人が来て地質調査やら何やら行ってくれましたが、岩盤が固いということで、着床式は断念しますとのことでありました。これから漁業がどんどん厳しくなっていこうという前提の中で、私どももぜひ浮体式、そしてジャケット式、いろいろ方式があると思いますが、ぜひそういうのも考えていただきたい、そのように思いながら、せっかく既にエリアも決まって、そのエリアについて何とかかんとかという話ではないのですが、南側の協議会に入りながらそのようなものを求めていけばいいのか、それとも改めて深浦沖という格好で何か立ち上げていったほうがいいのか、どちらがいいのかという考えでいます。だから、そのようなことをお聞きしたいと思っております。

○東京大学（座長）

この今回の枠組みには収まらない部分が出てきたというところですね。それについてはまた後で御回答いただけたらと思います。

続きまして、風合瀬漁協様からよろしく願います。

○風合瀬漁業協同組合

私は、将来にわたって地域、そして漁業者に寄り添っていただいて、日本海に洋上風力

ができてよかったと思える、そんな事業であってほしいと心から願っているところであり
ます。よろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

続きまして、底曳網漁業者会様からお願いいたします。

○青森県日本海機船底曳網漁業者会

日本海機船底曳、嶋元です。

やっと第一歩、始まるのかと。ここからが本当の意味での洋上風力に対する地元との本
当に深い関係性が出てくるような域に来たのかというところで、我々漁業者の仲間とも、
いよいよ始まるというのをアナウンスしながら、次のステップでまた皆さんといろいろな
お話ができればいいと思っています。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、内航総連様からお願いいたします。

○日本内航海運組合総連合会

日本内航海運組合総連合会の畑本でございます。

弊会は、国内の海上物流を担っています貨物船の協会団体でございます。物流でいいま
すと、皆様になじみがあるのはトラックですが、我々の運んでいます貨物の約9割が産業
基礎物資であって、国内物流の活動の4割を担っております。このたびは青森の洋上風力
発電設備の建設に関する協議会になぜ貨物船の協会がという方もいらっしゃったかと思
いますが、建物の建造に必要なコンクリートや鉄筋などの材料、車を動かすためのガソリン、
またはトラック、漁船を動かすための軽油などの輸送において青森県の産業を支えさせて
いただいていると思っております。また、貨物船が1キロトン当たり輸送する必要なエネ
ルギーは営業トラックの7分の1でありますし、CO₂の削減にも貢献させていただいて
おります。このような背景もあり、今回いろいろと発言させていただきました。本日のと
りまとめ（案）において、安全運航に関する事項を加えていただきましたことに感謝申し

上げます。また、これからも安定した海上輸送で青森県の産業を支えるために安全運航に努めたいと思いますので、引き続き御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○東京大学（座長）

御意見ありがとうございました。

続きまして、この出席者名簿では私になりますが、座長なので一番最後に意見を言わせていただきたいと思います。お許してください。

続きまして、弘前大学の本田委員、よろしくお願いいたします。

○弘前大学地域戦略研究所

ありがとうございます。ただいま御説明いただきました。非常に素晴らしい仕上がりではないかと思っております。たしか協議会自身が3年目になろうかと思いますが、それまでいろんな意味で御苦労されました漁業者の方々、市町村の方々、お役所の方々、感謝申し上げます。非常に風の面でも豊かな海域でございますので、これを地域の資源として活用できるように、スタートポイントとのお話がありましたが、ぜひ頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、同じく弘前大学の桐原委員、よろしくお願いいたします。

○弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室

前回の協議会でも申し上げましたが、意見とりまとめにあります漁業振興策、4つにまとめられていますが、地域の漁業振興に向けた必要な方向性、網羅されていると思います。洋上風力発電導入を機会に、このような振興策が早く着手されて、確実に実現できればと願うところです。事務局の皆様のこれまでの御苦労、感謝したいと思います。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、日本エネルギー経済研究所の工藤委員、お願いいたします。

○日本エネルギー経済研究所

工藤でございます。本日はリモート参加で大変申し訳ございません。

御説明いただきました協議会意見とりまとめについて、数多くの協議を重ねてこられたとのことで、関係各位のそのような取組に敬意を表したいと思っております。この海域利用法の協議会プロセス、幾つかのプロセスがいろいろ行われてきた結果だと思っておりますが、協議会意見の構成、内容が非常にこなれてきていること、そして、今回御説明いただいた協議会意見の案は、洋上風力立地に伴う共通の意見と、それぞれの地域、特にこの青森南地域の固有の期待や要望といったものがバランスよく組み込まれて記載されていると感じました。そのような中で、洋上風力の立地による留意点は、当然、漁業影響の回避、軽減化は大事、そして、選定された事業者と発電事業の持続的な運営と地元社会経済との共存共栄をどう実現していくかということに尽きるのではないかと考えています。そこでは事業実施に伴う共存共栄のための資金的サポートはとても重要です。それ以上に考えていかなければならないのは、どのような地域社会の実現を目指すのか、既に協議会意見の中にも記されておりますが、そのような共通の目標に向かって地元と発電事業者が連携して具体的な目指すべき姿を実現するための取組のアイデアを多分出し合うことかと思っております。この協議会意見は、そうした地元から発電事業者に向けたメッセージとなりますので、事業者はそのメッセージの意味がしっかりと伝わるのが大事ですし、この協議会意見を端緒として、事業者選定後に選定事業者が協議会に加わって、漁業を含めた地元産業や社会の発展と発電事業の持続的な運営の双方がもたらされる、そのような一体となった取組が醸成されていくことを期待したいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

続きまして、神奈川大学海とみなと研究所、中原委員、お願いいたします。

○神奈川大学海とみなと研究所

ありがとうございます。中原でございます。冒頭、参考資料で私の職名の変更の紹介が

なされましたが、右側に、一般社団法人海洋産業研究・振興協会顧問となっておりますが、顧問でなくなったのではなくて、今でも顧問ですが、同協会の組織に基づいてここに座っているよりは、そこでの研究、海産研と略されていますが、海産研の現役時代の漁業協調研究の研究実績をベースに中原個人が個人の資格で発言をしているということのために所属先を現職に変更していただいたこととございますので、この点、御理解いただければと思います。

本題でございますが、私も本当にここまでたどり着いたお役所、自治体、漁業関係者その他の皆様の御苦勞に大変敬意を表します。

それで、中身的にコメントさせていただきますと、6ページ目、1行目に4ポツの見出しがありまして、将来像が書かれております。これの中ほど、第4パラグラフになお書きがございます。以下の取組は当面15年間の実施を想定したもので、必要となる基金への出捐等の規模については、事業者選定後に協議会の中で決定する、とあります。事業は20年30年続くのですが、15年を当面想定してと書かれているということで、非常に、より分かりやすくなってきたんじゃないかと思います。このなお書き4行については、2ページ目、(2)の漁業との共存、影響調査についての下のほうの、一番直接関係するのは⑤かと思いますが、各年度の基金への出捐等の額、使途、これについては必要な協議に基づくということなので、15年間のものを想定しながら、どのように、どのタイミングでどれだけ出捐、そして出捐されたものをどのように使っていくかと、このようなことを整理していくことだろうと思います。と同時に、次のページの一番上、⑧に、基金受入れの体制が整い次第、着工前であっても速やかに実施する、とこれも明記されておりますので、きちんと事業者は出捐し、受入れ側は基金をきちんと設立して、それをきちんとした体制で受け入れ、運用していく体制の整備が確認されたと思います。そして、また2ページ目に戻って恐縮ですが、中ほど、③のところ「選定事業者は」という主語がありまして、2行目、出捐を行った後、3行目、基金を原資とした協調・共生策の検討・実施に参画するとともに、ときちんと書き込まれております。つまり、事業者は、事業者として選定されたいということで公募占用計画を提出します。その中に共存共栄策、書き込まれるでしょう。選定された後、出捐するのですが、計画書に書いて、それに基づいてお金を出して終わりではなくて、その運用についても共同で実施に参画していく。つまり、一緒になってよりいい方向に行っていこうということがこの意見とりまとめの文書として担保された点が高く評価されるのではないかと考えております。全国から見ても一つの先進的なも

のになったかと、よそ者の委員としましてはそのような印象を受けております。

以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、皆さん意見を伺いましたので、私から個人的な意見として言わせていただきたいと思えます。

もう言わずもがなのことではありますが、カーボンニュートラルに向けて、あるいは地球温暖化に向けて、国民一人一人が力を合わせて進んでいく、今この状況になってきました。そのような意味では、私自身は一日も早く洋上風力を推進したいという個人的な思いも強くありました。青森県の場合には、ゾーニングの始まりから参加させていただいて、環境省の調査事業でしたが、長くここまでやってまいりました。時には難しいのかと思っただこともありました。皆様の御協力でこの4回目を迎えて、今まとめの方向に向かおうとしていることは非常にうれしく思っております。私自身はやはりこの洋上風力は、カーボンニュートラルのためでもあります。地域の資源である風を使って発電していくと、そのような産業ですから、地域の振興をしっかりと組み込んだ形で行っていただきたいとの思いでいつも講演などもさせていただいております。今日のまとめ（案）につきましても、それが非常によく反映された形になったと思っております。安心していただいております。

特に、これは質問ではないのですが、まとめ（案）の2のところ、基金の取扱いを詳細に書いていただいているのですが、ラウンド2、その前のときから微妙な違いも見せていることは事実でございます。それは多分、その地域の方々の合意でこのようなルールが出来上がってくるのかと思っておりますが、そのようなことをこのまとめ（案）で踏まえてきていることは結構なことかと思っております。また、それが事業者がきちんと、もし選定された場合には、のみ込みながら、理解しながら、地域貢献とともに、国民に確実な電力を送り届けるという役割を持ちますので、それがこの条件の中でうまくマッチングすることを強く希望しているところです。

もう一つまとめ（案）で、私も伺って、思いましたが、まず、地域のことで、その将来像をしっかりと書いてもらいたい、大きなプランをぜひ出してもらいたいと思っております。そのような意味では、ちょっと各論的な話に今回なっているかとは思っておりますが、考えられる詳細な内容をきちんと述べていただきまして、まとめとしてメッセージとして

出せた。事業者はそれを守ってほしいと思います。それで、やはり、「本地域と運命共同体であるとの覚悟を持って」という、この強い言葉ですね。運命共同体だという強い表現、やはりこれが今回のまとめ（案）の特徴になっているかと思っております。強いメッセージになっていると思いますので、それを受け止めて、入札等の、もしまとまれば、次のステップに入っていただければありがたいと思っています。これはあくまでも個人の意見として言わせていただきましたが、これから最後のいろいろな議論はさせていただきますが、地域を中心として考えながら、確実に国民に電力を送れて、そして地球温暖化を一日も早く止めたいという思いで今日のまとめ（案）を拝見していましたことを述べさせていただきます。

どうぞ、中原委員から。

○神奈川大学海みなと研究所

よろしいですか。もう一回発言させていただきます。5ページ目のところに（6）で環境配慮事項のことが書かれております。先ほど座長から御紹介ありましたように、国交省さんと防衛省さん、積極的に発言を求められたとのことで、とてもいいことだと思いますが、環境省さんもオブザーバーで出ておられると思いますので、環境者さんの洋上風力に関する取組の紹介など、もしよろしければしてもらおうと、皆様の関連の知識といたしますか、情報として参考になるかと思ひまして、よろしかったらとのことで、座長にお願いできれば。

○東京大学（座長）

分かりました。環境省さん、オブザーバーで御出席ですね。今の御質問に対していかがでしょうか。環境省さん、いらっしゃいますか。

○環境省

環境省の鈴木と申します。現在の洋上風力に係るアセス制度改正の検討状況について、簡単ではございますが、御紹介させていただければと思います。環境省では、洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会において、洋上風力をアセスの観点からどう推進していくかといったところをセントラル方式と絡めまして検討させていただいているところでございます。この中で、今現在、事業者さんに配慮書や評価書、報告書

の形でアセスを実施していただいているものについて、この前段階の部分を国自ら、環境省側で現地調査を実施して、その結果をきちんと事業者さんに見ていただくことでしっかりアセスに取り組んでいただくというようなことを実施させていただいております。こちらは、7月31日の次回の検討会でとりまとめを目指して実施させていただいているものでございまして、もし御関心あれば御覧いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。環境省の取組を紹介いただきました。

それでは、意見の最後として、富田委員から最後に述べさせていただきますというお話がありましたので、富田委員にまずよろしくお願いたします。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

いろいろと、最後ですが、先ほど国交省のほうから、発電のために必要となる港湾機能の考え方が出ていましたが、具体的に公募に当たり、この青森県の南部海域の基地港はどのようなお考えですか。

○東京大学（座長）

一体、どうでしょうか。どのような回答でいきましょうか。全体で言っていたいて回答する形にするか。一応、富田委員からまとめて全て言っておく方がスムーズに進むかと思っておりますので、御協力をお願いします。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

基地港は非常に大事な案件だと思っております。もう一つ、私たちの漁港区域のすぐそばに港湾として津軽港がございます。それは、先ほどの基本的な考え方の中で、O&M港、資材の生産、様々網羅されていますが、津軽港として、メンテナンス港としてどのくらいの機能を有していることを想定しているか、また、例えば機器、そのようなことの待機する港として使うのか、また部品、そのようなことの保管に係る準備港としての整備は考えているのか、この2点をお願いたします。

○東京大学（座長）

御質問ありがとうございました。

これで皆さんから御質問が出そろったと思いますので、これを全てまとめまして、順に御回答いただく形にしたいと思います。どうでしょうか。最初、国交省様から回答いただいてよろしいでしょうか。お願いします。

○国土交通省（事務局）

それでは、国交省から御回答させていただきます。

まず、先ほどCTVのほうの御質問いただいた件ですが、本日、別添で1枚紙でお配りさせていただいた資料、全体のほうはホームページに掲載していますが、実はその資料に問い合わせいただいた内容も出ておりまして、そこには、CTVとして既にもう運航が開始されている船ですが、全長としては26.3、27.5メートル、こういったものを今資料のほうには例示として示させていただいているところです。

それと、富田委員から御質問いただいた件ですが、まず、この青森南の公募に係ります、今後、促進区域に指定されまして、公募が始まるというような流れになった場合ですが、現在、国土交通省で当然並行して、この基地港湾について検討を現在進めさせていただいているところでございます。それにつきましては、基地港湾の指定につきましてはある一定の基準を設けておりまして、それに合致するか、それから、あとほかのいろいろな案件の動きもございますので、それらの状況を踏まえまして、どの港にするのかというのは現在検討中で、公募占用指針、これが皆様に公表されるときには当然そのようなものが示されることとなりますので、いましばらくお待ちいただければと思います。

それから、津軽港につきましてですが、国交省からというよりは、港湾管理者であります青森県さんのほうのお考えもあろうかと思いますが、私、国土交通省から発言させていただきますと、先ほどの海岸の漂着ごみの視察、あのときに実は併せて津軽港も視察をしております。そのときの印象ですが、木材、それから、先ほど内航総連さんの方がおっしゃっていましたが、コンクリートの資材となります砂・砂利、それから、行ったときには、ちょうどタイミングだったのかもしれませんが、陸上の風車の機材、このようなものが実は所狭しとかなり置かれていまして、印象ですが、小規模な地方港湾の中では非常に活気があるといえますか、非常に使われているなという印象を私は持ちました。ただ、それがずっと続いているかということ、そうではないかと思っておりますので、そのような状況をこれか

ら公募に参加されようとする事業者の方々にしっかり見ていただいて、この港、津軽港をどのような、O&Mですとか、それから作業船の拠点ですとか、そのようなものに使いやすいかを、ぜひ港湾管理者であります青森県さんに、いろいろ情報を取っていただいて、どのような使い方ができるかをよく検討いただきたいと思っておりますし、それから、今日の意見とりまとめの将来像の中に、津軽港を活用してぜひ検討いただきたいというような部分も入れておりますので、しっかり配慮いただきたいと思っております。

以上です。

○経済産業省（事務局）

よろしいですか、経済産業省からお答えいたします。

○東京大学（座長）

はい、お願いいたします。

○経済産業省（事務局）

必ずしも順番どおりのお答えにならないかと思えます。申し訳ございません。

まず中原委員のほう、すみません、肩書の件、大変失礼いたしました。承知しました。

それから、続いて、これは小枝さんから御質問いただいた件でございますが、各区域ごとに法定協議会を設置するルールになっておりますので、もしさらに南側のエリアでも、とのことでありましたら、これは別途国に情報提供いただいて、協議会を新たに設置していくと、そのような流れになっていきます。国としても、もしそのようなことになれば、しっかりと今までどおりサポートしていきたいと思っております。

それから、こちらは深浦町長から御指摘いただいた点でございますが、固定資産税に関する部分については、これは法定協議会で扱う・整理する部分ではございませんので、したがって、今後、促進区域に指定して、事業者選定がなされた後、地元、すなわち3つの市町ですが、その中で整理されていくべき部分だと考えておりますが、国としても必要があればサポートしてまいりたいと思えます。

それから、超低周波音の話ありましたが、こちら、環境影響評価の知見、そのようなものもあろうかと思えますので、もし可能であれば環境省からも洋上風力における超低周波音に対する見方、コメントなどいただけるとありがたいと思えます。環境省さん、いかが

でしょうか。

○環境省

環境省の鈴木と申します。

超低周波音について、簡単に今現在の知見について御説明させていただければと思います。環境省では、風力発電施設から発生する低周波音、こちらを含む騒音について有識者検討会で議論を経まして、平成29年に指針をとりまとめて公表しているところでございます。こちらの指針の中では、風力発電施設から発生する騒音や煩わしさを増加させる音が含まれること、また風力発電施設から発生する低周波音と健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されていないということが示されているところでございます。この指針策定以降も文献調査を行ってはいますが、引き続き低周波音と健康影響の明らかな関連を示す知見は得られていないという状況です。一方で、環境省としましては、近年の風力発電施設の大型化、設置台数の増加、また今回の洋上のような新しい状況も踏まえまして、引き続き風力発電施設から発生する低周波音について知見の収集に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。今環境省さんから御説明がありましたように、低周波音との関係については、今のところ影響は見られないということですが、ただ、そのような背景がある中でも、それでもやはり心配になる方はいらっしゃると思います。そのような方の声を無視しないで、しっかりと寄り添って対応していくことが大事だと思っております。したがって、この話をこのとりまとめの中には明記しております。選定された事業者には、しっかりとそのような声も無視をせずに対応していくことを求めているという点であることを御理解いただければと思います。

それから、こちら、石岡さんはじめ、どうもありがとうございます。大変ありがたいお言葉をいただきました。国としても、地元と寄り添う事業者、これをしっかり選定していく必要があるかと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

○東京大学（座長）

回答といいたまいますか、皆さんの御意見に対する答えが今事務局から行われました。いかがでしょうか。今の回答に対して、もう一度質問したいことがありますでしょうか。富田委員、国土交通省に対する質問に対して、いろいろ御意見があるやに見えたものですか。今話を振らせていただいたことありますが、質問としてはこれでよろしいですか。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

基地港の問題はやはり少し置いてきぼりのような協議会だったので、これを、最後というか、この際だから、少しもんでみたいと思って、まず先行している公募がありますよね。現在、1回目と2回目。その基地港を前提にここを公募するのか、それとも新たに、青森県は青森県の中で収束する形でそのような基地港を選定するのかを、少し興味があったものですから質問させていただいたきました。

それと、津軽港は地元として、やはり活用、運用して、何らかの形でメンテナンス港、現在、船川港のところメンテナンス港みたいな形で現在整備されていますよね。秋田の公募の、八森のほうの。そのような感じのものをうちのほうの津軽港に当てはめることはできないのか。それがやはり地域貢献、そのようなことにつながっていくかと思っていますので、ひいては、やはりそのような船舶の話になると、漁業者が漁閑期のときにアルバイト的なことでそのような収入を得ることにもつながっていくので、これは大事なことだと思っています。

○東京大学（座長）

御回答をお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

分かりました。まず1つ目のところです。今、基地港としてなっているところを利用するような考え方なのか、それとも青森県は青森県で、との考え方なのかというところにつきまして、すみません、答え方としましては、両方合わせて検討しているということで御理解ください。

それから、2つ目のところですが、その御意見、秋田の事例も確認させていただきなから、青森での適用も考えさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。そのような意見交換が行われたことはしっかりと議事録に残しておきたいと思います。

いかがでしょうか。とりまとめ（案）に対して、皆さん納得をいただいたかと理解しております。貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

事務局で作成したとりまとめ（案）について、修正が必要な箇所は特段なかったと理解しております。事務局案をもって、本協議会の意見とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

皆様から異議なしといただいたと伺いました。ありがとうございました。

それでは、今後の段取りにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

それでは、皆様、お手元の資料8を御覧いただければと思います。協議会意見とりまとめ後の主な段取りを示したものになります。

1番が協議会意見とりまとめですが、これは今日議論いただいたものでございます。

2番です。今後どのような手続が発生するかですが、再エネ海域利用法にこれに基づいてですが、促進区域の案を公告・縦覧いたします。その上で関係省庁の協議を行います。

その後ですが、経済産業大臣と国土交通大臣による促進区域の指定になります。

さらに、4番ですが、促進区域として指定された後ですが、公募占用指針案、これは発電事業者を国が公募する際の公募要領の案です。これを国で策定しまして、パブリックコメントにかけます。

その後、公募占用指針をセットした後で公示にかけます。すなわち、これは発電事業者の公募の開始に当たります。公募期間は大体これは半年、6か月かけて行います。

その間に、6番ですが、協議会構成員、今日お集まりの構成員の皆様による、公募に参加される発電事業者に対する説明会も行います。これは何かといいますと、この協議会のとりまとめに書かれている内容の背景にある思い、そういったものを公募に参加される発電事業者の方々に対して説明いただく、そのような場でございます。

公募期間が終わった後に、7番ですが、発電事業者が国に対して提案書を出します。この提案書のことを公募占用計画といいますが、この公募占用計画を国の第三者委員会にお

いて審査・評価し、その上で経産大臣、国交大臣が発電事業者の選定をいたします。

選定した後ですが、以前からお話をしておりますが、この法定協議会、ずっと続いています。この法定協議会のメンバーに、選定された事業者も加わって、この法定協議会がまた新たに再開してスタートしていくことになります。

以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。この手順でまとめ（案）が公表され、公募、入札、それで選定事業者が決まるという形になると思います。また引き続き皆様の協力をお願いすることになることとなります。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思います。本日、とりまとめの方向が見えましたので、事務局、国におかれましては、促進区域の指定に必要な手続きに着手いただければと思います。

また、本協議会に関しましては、先ほど事務局から、今後の段取りの中でも説明がありましたとおり、今後も開催のお願いをさせていただくこととなりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は御多忙のところ御熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —